

事業所から出るごみ

家庭から出るごみ

同じごみでも
処理の仕方が
違います！



QRコードもいっぱい
載っとるけん
携帯も準備して
見てほしいんよ★



資源循環促進税活用事業

愛媛県税が用いられています

事業系一般廃棄物の分別と処分先

リサイクルできないもの (生ごみ・ティッシュなど)

南クリーンセンター	松山市市坪西町1000番地1 ☎089-971-8862
西クリーンセンター	松山市大可賀三丁目525番地6 ☎089-953-1153

※黄色透明袋に入れてください。

※自ら持ち込んだ時の処分手数料は、

30 kg以下は無料

30 kgを超え、40 kg以下は 680 円

40 kgを超えると 10 kgごとに 170 円加算されます。

リサイクルできるもの (木くず・食品循環資源)

(株)ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター	松山市萩原乙24-3 ☎089-995-0181
------------------------------	-----------------------------

リサイクルできる紙 (OA用紙・段ボールなど)

愛媛故繊維再生(株)	松山市日の出町10-55 ☎089-943-0443
(株)カネシロ ※2か所	松山市空港通五丁目7-2 松山市北吉田町1293-1 ☎089-973-2480
(株)金城滋商事	松山市問屋町10番7号 ☎089-925-1010
故紙リサイクルセンター(株)	松山市鷹子町690-1 ☎089-976-1666
(株)南海産業	松山市福角町甲1080-1 ☎089-922-2102
(株)ロイヤルアイゼン	松山市東長戸一丁目3-22 ☎089-924-8583
(株)愛媛ダスト	松山市南吉田町2384番地1 ☎089-972-8217

※ごみ処理施設には搬入できません。

※クリップ、綴りひも及びプラスチック類は取り除いてください。

ごみ処理の流れ

1 業者の手配

許可を持った業者を選定し、
廃棄物の処理を委託します。
分別方法・収集方法・料金等
を相談しましょう。



2 業者との契約

産業廃棄物の委託契約は
書面で行います。
収集運搬業者、処分業者と
それぞれ契約を交わし
ましょう。



3 業者の収集

産業廃棄物を引き渡す時には
マニフェストを交付します。



4 伝票の受取り

処理後に「マニフェスト伝票」
が届くので、5年間保存します。



松山市の
一般廃棄物
処理許可業者



松山市の
産業廃棄物
処理許可業者



愛媛県の
産業廃棄物
処理許可業者



事業所から出るごみを
家庭ごみ集積場所に出すのは

犯罪です。

事業所から出るごみを家庭ごみ集積場所に出す行為は、量の多少に関係なく廃棄物処理法に違反するものであり、悪質な場合は不法投棄として処罰されます。

もし、
不法投棄として処罰されると…

個人の場合

5年以下の懲役
1千万円以下の罰金
またはその両方

法人の場合

3億円以下の罰金

事業系ごみは、家庭ごみと 分別の仕方が異なります。

事業所から出るごみは、家庭ごみに比べ種類が多く、処理の流れも違います。

事業系一般廃棄物は市ごみ処理施設や一般廃棄物の許可業者、産業廃棄物は産業廃棄物の許可業者と処理先が決められているので、きちんと分別をしましょう。

業者に委託している場合でも、不適正な処理が確認された場合、排出事業者も責任を問われることがあります。

事業活動に伴って出るごみ

産業廃棄物

事業活動に伴って出る廃棄物のうち法令で定められている廃棄物（20種類）

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って出る廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物

分別は
こちらで確認！



事業系ごみと家庭ごみの 処理の主な違い！

- 1 事業系一般廃棄物は、黄色透明袋に入れてください！
- 2 事業所から出るプラスチック製のごみは、少量でも産業廃棄物に該当します！
- 3 家庭ごみ集積場所に出してはいけません！
(事業所で従業員が飲食した弁当の容器や営業中に生じた食べ残しなどの生ごみもダメです！)

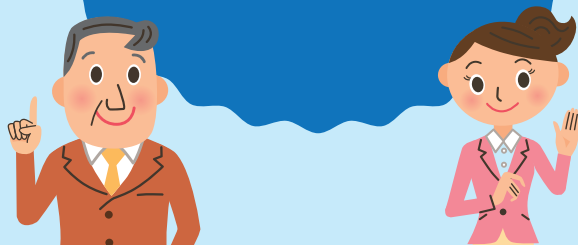


収集や処分は、許可業者に 依頼しましょう。

許可業者を見分けましょう

- 松山市HPで許可情報（許可期限・許可品目）を確認するようにしましょう。
- 産業廃棄物収集運搬業の許可業者は、車両の両側に許可業者名・許可番号が表示されています。
- 一般廃棄物収集運搬業の許可業者は、車両の右側面に「清掃許可業者（松山市）」のシールを必ず貼っています。また、車両の両側に許可業者名（屋号を含む）が表示されています。

マニフェストの 管理・運用・報告は できていますか？



マニフェスト（産業廃棄物管理票）とは…

事業所から出たごみが、運搬・処分を委託した業者に契約書通りに引き渡され、適正に処理されているか確認するためのものです。

マニフェストの未交付、虚偽記載等には、1年以下の懲役刑、または100万円以下の罰金刑が設けられています。

マニフェストって言葉は どこから来たの？

マニフェスト (manifest) は元々は船舶の積み荷に添付する積荷目録のことです。
政権公約 (manifesto) とは異なります。



松山市内の事業所でマニフェスト交付した場合、
**6月30日までに
状況報告書の提出が必要です。**

前年度（4月1日から3月31日まで）に、1枚でもマニフェストを交付した事業者は、その交付状況等を市に報告する義務があります。

…… 市への報告が必要なもの（該当する場合） ……

- 1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書**
※電子マニフェスト登録分は報告不要です。
- 2（特別管理）産業廃棄物処理計画書**
前年度の松山市内での産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の発生量が1,000トン以上または、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業所を設置する事業者が対象です。
- 3（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書**
前年度②を提出した事業所が対象です。
- 4 事業系一般廃棄物減量等計画書**
 - ・事業用延床面積が3,000㎡以上の特定建築物
 - ・事業用延床面積が1,000㎡以上の事業所
 - ・店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗以上のいずれかに該当する場合が対象です。

お問い合わせはこちら

松山市役所 環境部 廃棄物対策課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6959 FAX 089-934-1928

Mail: sanpai@city.matsuyama.ehime.jp
H P: <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

松山市からのお知らせ

3010運動推進中

食べ残しなど、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」。この食品ロスを削減するため、松山市では、会食の際に最初の30分と最後の10分は自席で食事を楽しむ「3010（さんまるいちまる）運動」を推進しています。職場で、お店で、ご家庭で、お互いに3010の声掛けをしましょう。



写真：市内飲食店での食べ残し

協賛店募集中！



ごみ出しにはカラス対策を

ごみあさり・フン害などの被害を防ぐためには、ごみ出しマナーの改善が最も効果的です。

①ダストボックスやネット（重石も）を使う②中にしっかり入れる（はみ出さない）ことで一定改善されますので、ご協力をお願いします。



お問い合わせ

松山市 環境部 環境モデル都市推進課

TEL: 089-948-6756 FAX: 089-934-1861
Mail: kankyou-m@city.matsuyama.ehime.jp

電子マニフェスト はじめませんか?

電子マニフェストとは…

その1

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の処理状況を自ら把握し、不適正処理を未然に防止するための「マニフェスト伝票」を電子化したものです。

その2

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みになっています。

電子マニフェスト利用のメリット

排出事業者の方

法律をしっかり守れる!

・記載漏れや報告忘れをシステムでチェックして、うっかりミスを防ぎます。

マニフェストの保管・報告が不要!

・マニフェスト情報は情報処理センターに保存されますので、伝票の保管が不要です。
・伝票紛失の心配もありません。
・毎年の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出も不要です。

許可業者の方

操作が簡単・事務も効率的に!

・伝票 (B2票、D票、E票) の返送が不要になり、パソコンやスマートフォンで簡単に運搬終了報告ができます。
・マニフェスト情報はダウンロードが可能で、集計作業にかかる時間を大幅に短縮できます。

費用もリーズナブル!

・運搬終了報告、処分報告は、複数の排出事業者にも何件報告しても基本料のみです。

利用の流れ

- 1 産業廃棄物を引き渡した後、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。
- 2 収集運搬業者は、運搬が終了した後、運搬終了報告をします。
- 3 同様に処分業者も、処分が終了した後、処分終了報告をします。2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認した後、最終処分終了報告をします。

!! ご注意ください !!

- 前々年度の**特別管理産業廃棄物の排出量が50トン以上 (PCB廃棄物を除く)**の事業場を設置している事業者は**電子マニフェストの使用義務**があります。
- 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、それぞれJWNETに加入する必要があります。

電子マニフェストについての ▼お問い合わせはこちら▼

公益財団法人
日本産業廃棄物処理振興センター
(JWNET サポートセンター)

TEL.0800-800-9023

電子マニフェスト紹介動画

<https://jwnet.or.jp/jwnet/practice/material/dvd/index.html>



マニフェストに関するQ&A

Q1

手元に戻ってきたマニフェストの写しは、事務所に置いておくだけで見る機会がないのだから、捨ててもいいか?

A1

マニフェストは5年間の保存が義務付けられています。 排出事業者が交付する写し (A票) だけでなく、運搬・処分業者から返却されるB2・D・E票も同様です。
電子マニフェストの場合は、保管は不要です。

Q2

運搬及び処分の受託者の受領欄は、サインまたは押印でなければならないか? 印字ではダメか?

A2

運搬及び処分の受託者の受領欄は、受託したことを証するものですので、サインまたは押印でなければいけません。
ただし、受領欄の左側の担当者氏名記入欄は、印字でもかまいません。
電子マニフェストの場合は、入力のみです。

Q3

排出事業者が自社でごみを運搬し、処分業者に持ち込む場合は、どのような運用をするのか?

A3

自社運搬で処分業者に持ち込む場合は、B1票とB2票を外して運用ができます。
「運搬受託者」や「運搬の受託」の欄は、斜線を引くか、「自社運搬」などと記入してください。

Q4

専ら物 (再生利用の目的となる古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維など) の運搬・処分を委託する場合にも、マニフェストは必要?

A4

専ら物は処理業の許可は必要なく、**マニフェストの交付は不要です。** ただし、委託の契約書は必要となります。